

広島市告示（東区）第48号

令和8年6月19日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年6月19日から同年7月3日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の期日
市道	東5区5号線	東区山根町字瀬野屋谷52番地1 地先から 東区山根町字瀬野屋谷52番地1 地先まで	令和8年6月19日